

消 防 予 第 26 号
平成30年 2 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行令別表第一（5）項ロ（下宿等）の防火対策に係る注意喚起等について

1月31日に北海道札幌市で発生した消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項ロ（下宿）の火災では、死者11名、負傷者3名（重症1名、中等症2名）の被害が発生しています（別紙参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣したところです。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、類似の火災による被害の発生を防止する当面の対応として、下記1の防火対象物に対し、個々の施設の態様に応じて下記2の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本火災を踏まえた対応について、国土交通省住宅局建築指導課長から別添1のとおり通知がなされていますので、関係部局との必要な連携を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

記

1 対象とする防火対象物

令別表第一（5）項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍又は下宿に限る。）のうち、次の条件を全て満たす防火対象物とする。

- (1) 昭和50年以前に新築されたものであること。
- (2) 2階建て以上であること。
- (3) 延べ面積が150㎡以上であること。
- (4) 木造であること。

※ 地域の実情により、対象とする防火対象物数が多数となる場合は、必要に応じて、以下のものを優先する等の対応を図られたいこと。

- ・既存不適格の建築物として、現行の規定に適合していない防火の規定が多数存するもの
- ・廊下が開放型となっていないなど、比較的火災危険性が高いと考えられるもの
- ・他の用途から、寄宿舍・下宿に用途変更した経過が確認できるもので、当該用途変更に係る消防同意の記録が存しないなど、用途変更時に建築確認を受けなかった可能性が高いと考えられるもの

2 当面の対応

(1) 消防法令違反等の是正の徹底

消防用設備等の設置状況や消防用設備等の点検等に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、違反が認められる場合にあっては、重点的に改善指導を図られたいこと。

※ 対象となる施設が、令別表第一（6）項ロ又はハに該当する可能性がある場合は、必要に応じて福祉部局と連携の上、消防法上の用途の取扱いについて適切に判定されたいこと。

(2) 施設管理者等に対し、以下の事項を指導されたいこと。

ア 消防用設備等が適切に維持管理されていること。

イ 避難経路に物品が存置されていないこと。

ウ 防火管理体制に不備がないこと。

(3) 入居者に対し、直接又は施設管理者を通じて、以下の事項を注意喚起されたいこと。

ア たばこ、火気管理等の出火防止対策を徹底すること。

イ 避難経路を再確認すること。

ウ 火災の際に迅速な119番通報を行うこと。

エ 火災発見時に他の入居者等に大声で火災の発生を知らせること。

オ 消火器を用いた初期消火方法を習得すること。

※ 注意喚起にあっては、必要に応じ、別添2を参考とされたいこと。また、必要に応じ、建築部局及び福祉部局との情報共有及び連携を図るとともに、地域の実情に応じ、消防団や婦人防火クラブ、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員などの主体と連携した住宅防火訪問の一環として実施するなど、効果的な方法での実施を図られたいこと。

消防庁予防課設備係	塩谷、四維
企画調整係	千葉、桐原
予防係	恵崎、柏原
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533	

札幌市下宿火災（第４報）

消防庁災害対策室

平成３０年２月１日

２３時３０分現在

※下線部は前回からの変更点

１ 発生日時等

発生時刻：平成３０年 １月３１日 ２３時３０分頃

覚知時刻：平成３０年 １月３１日 ２３時４０分

鎮圧時刻：平成３０年 ２月 １日 ５時１６分

鎮火時刻：平成３０年 ２月 １日 １１時４１分

２ 発生場所

住 所：北海道札幌市東区北１７条東１丁目４番３号

用 途：下宿（消防法施行令別表第１（５）項ロ）

３ 火元建物概要

構 造：木造

階 数：２階建て

建築面積：１７６㎡

延べ面積：４０４㎡

４ 死傷者等

（１）人的被害

死 者：１１名

負傷者： ３名（重症１名、中等症２名）

（２）建物被害

焼損程度：全焼１棟

焼損床面積：調査中

５ 火災原因等

調査中

６ 消防用設備等の設置状況

消火器、自動火災報知設備（条例設置）、漏電火災警報器、避難器具（任意設置）

7 立入検査状況

直近立入検査日：平成28年12月23日（指摘事項なし）

8 消防庁の対応

2月 1日（木）

0時40分 札幌市消防局から第1報受領
消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）

1時00分 札幌市消防局から第2報受領

2時00分 札幌市消防局から第3報受領

4時00分 札幌市消防局から第4報受領

5時15分 札幌市消防局から第5報受領

5時45分 札幌市消防局から第6報受領

8時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査のため、消防庁職員2名及び消防研究セ
ンター職員5名を現地に派遣

15時00分 札幌市消防局から第7報受領

23時30分 消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等宛
てに「消防法施行令別表第一（5）項ロ（下宿等）の
防火対策に係る注意喚起等について」（平成30年2月
1日付け消防予第26号）を通知

<連絡先>

消防庁予防課

担当：千葉・四維

電話：03-5253-7523

消防署からのお知らせ

お宅で火を出さないために

- ・ 寝たばこ はしない。灰皿には水を入れる。
- ・ ストーブ は、燃えやすい物の近くで使わない。
- ・ ガスこんろ の周りに、物を置かない。
そばを離れる時は火を消す。
- ・ コンセント は、たこ足配線しない。
- ・ 放火 されないように、燃えやすい物を外に放置しない。

火災になった時に命を守るために

- ・ 住宅用火災警報器を設置し点検する。
- ・ 身近な消火器の設置場所を確認する。
- ・ 避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ・ 火災の時は、大声で周りに知らせながら逃げる。

